掲示事項（介護予防）訪問看護

運営規定の概要

<table>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="8">ナカムラビョウインホウモンカンゴ</td><td rowspan="2">サービスの種　類</td><td rowspan="2">（介護予防）訪問看護</td></tr>
<tr><td>事業所名</td><td colspan="8">中村病院訪問看護ステーション</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所 在 地</td><td colspan="8">〒874-0937</td><td>事業所番号</td><td>4460290234</td></tr>
<tr><td colspan="8">別府市秋葉町 8 番 24 号　中村病院 5 階</td><td>フリガナ</td><td>マツナガ　キヨコ</td></tr>
<tr><td>連 絡 先</td><td colspan="2">電話番号</td><td colspan="6">0977-73-7660</td><td>管 理 者</td><td>松永　希世子</td></tr>
<tr><td rowspan="2">営 業 日</td><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>祝</td><td>FAX 番号</td><td>0977-73-7661</td></tr>
<tr><td>休</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>休</td><td>○</td><td>その他の休　日</td><td>年末年始（12/30～1/3）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">営業時間</td><td colspan="3">月～金（祝日含）</td><td colspan="5">8：30～17：30</td><td rowspan="2">備考</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">土曜日・日曜</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利 用 料</td><td colspan="3">法定代理受領分</td><td colspan="6">厚生労働大臣の定める額の保険負担割合証に定める割合を乗じた額</td></tr>
<tr><td colspan="3">法定代理受領分以外</td><td colspan="6">厚生労働大臣の定める額に準ずる</td></tr>
<tr><td>その他の費　用</td><td colspan="9">通常の実施地域外交通費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">通 常 の 事 業 の 実施地域</td><td colspan="9">別府市内</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="8"></td></tr>
</table>

従業者の勤務体制

○管理者：看護師　1 人（常勤）

○看護職員：看護師　2.5 人以上（管理者含む）（常勤）

○理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：理学療法士　1 人以上（非常勤）

個人情報の取り扱い

1. 事業者及び職員は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとし、業務上知り得た利用者又はその家族を保持する。
2. ステーションは、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. ステーションは、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意を予め文書により得るものとする。

緊急時等における対応方法

職員が現にサービスを行っているときに、利用者の病状及び心身の状態が急変した場合等には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

苦情処理に関する事項

管理者を苦情・相談窓口の責任者とし、利用者及びその家族の苦情・相談等に対し、迅速勝つ適切に処理・対応することを目的に、苦情処理対応マニュアルに沿った対応を行います。

別府市秋葉町 8 番 24 号　中村病院 5 階
管理者　松永 希世子
℡：0977-73-7660

令和 3 年 2 月 1 日　中村病院訪問看護ステーション